資料2

岩手県立黒沢尻工業高等学校
半導体工学科ＰＲ動画制作等業務
業務仕様書

令和８年 11 月

岩手県立黒沢尻工業高等学校

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「本校」という。）が実施する「岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

１　業務の概要

(1) 目的

岩手県立黒沢尻工業高等学校は、令和９年度に「半導体工学科」を新設し、半導体関連産業をはじめとする地域産業の将来を担う人材の育成を目指すものである。新学科では、半導体に関する基礎的な知識・技術から、設計、製造工程、評価・品質管理等に関する学習まで、企業や大学等との連携を図りながら、実践的・体験的な学びを展開する。

本業務は、新設する半導体工学科の教育内容、特色、進路の可能性及び実習環境等を、中学生、その保護者並びに中学校教員等に分かりやすく伝え、同学科への理解を深めるとともに、中学生の進路選択及び中学校における進路指導に資することを目的とする。

(2) 業務概要

「半導体工学科」の紹介を目的としたＰＲ動画（通常版及び短縮版）並びに動画内の静止画等を活用したＡ４判１枚のパンフレットを企画・制作する。また、制作した動画をYouTubeに掲載できる形式で納品するとともに、中学校等での上映・配布に対応するため、DVD及びHDDにより納品する。

２　業務内容（仕様）

(1) 業務の名称

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務

(2) 委託期間及び予算額

ア　委託期間　契約締結日から令和９年３月25日（木）まで

イ　予算額　3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 制作物及び基本仕様

ア　半導体工学科ＰＲ動画（通常版）　１本

動画の長さは15分から20分程度とする。

イ　半導体工学科ＰＲ動画（短縮版）　１本

通常版の内容を要約・再構成し、５分程度とする。

ウ　パンフレット　１点

動画で使用する静止画、写真、図版等を活用し、Ａ４判片面１枚（必要に応じて両面の提案も可）にまとめる。中学生や保護者が短時間で学科の特色を把握できる構成とし、印刷用データ及び編集可能な元データを納品する。

エ　動画・パンフレットの制作に必要な企画、構成、撮影、取材、編集、ナレーション、字幕、ＢＧＭ、図版・イラスト等の制作及び必要な権利処理を行うこと。

(4) 動画の内容

動画は、次に掲げる内容を基本とし、本校と協議の上、対象者にとって分かりやすく、学科の魅力や学びの具体像が伝わる構成とすること。

ア　半導体とは何か、私たちの生活や社会における半導体の役割

イ　半導体工学科を新設する背景及び目的、地域の半導体関連産業とのつながり

ウ　半導体工学科の教育目標、学習内容、学年ごとの学び及び特色ある授業・実習

エ　半導体実習施設・設備の概要及び活用方法（導入予定の設備を含む場合は、その旨を明確にすること）

オ　企業・大学等との連携による学習、外部講師による授業、見学・実習等

カ　資格取得、課題研究、進学・就職等の進路の可能性

キ　在校生・教員・企業関係者等へのインタビュー（実施内容及び出演者は本校と協議すること）

ク　中学生に向けたメッセージ及び学科に関する問い合わせ・学校情報

なお、上記は基本的な内容であり、より効果的なＰＲにつながる企画・演出について、参加者から積極的な提案を求める。

(5) 制作上の要件

ア　中学生にも理解できる平易な表現を用いるとともに、保護者及び中学校教員にも教育内容や進路の見通しが伝わる内容とすること。

イ　映像、写真、図表、アニメーション、テロップ、ナレーション等を効果的に組み合わせ、視聴者を引きつける構成とすること。

ウ　専門用語には必要に応じて説明を加え、学科の学びを具体的にイメージできるようにすること。

エ　字幕を適切に挿入し、音声を聞き取りにくい環境でも内容を理解できるよう配慮すること。

オ　本校が提供する資料・写真・映像等を使用する場合は、その取扱い及び使用範囲について本校と協議すること。

カ　撮影場所、撮影日程、出演者、取材先等は、本校と事前に協議・調整すること。

キ　学科や施設・設備の整備状況について、確定事項と予定・構想段階の事項を区別し、誤解を招かない表現とすること。

(6) 動画の形式・画質

ア　ファイル形式

MP4（YouTube へのアップロード及び一般的なパソコンでの再生に対応すること）

イ　画質

フル HD（1920×1080）以上を基本とし、YouTube 及び DVD で適切に再生できる品質と

すること。

ウ　音声

ナレーション及びＢＧＭの音量・音質を調整し、明瞭に聞き取れるものとすること。

エ　YouTube 掲載用として、タイトル、概要欄等に使用する説明文及びサムネイル画像を併せて作成すること。アカウントへのアップロード作業の要否は本校と協議すること。

(7) 納品物及び納品方法

次の成果物を、本校が指定する方法及び数量により納品すること。

成果物	仕様・内容	数量	納品媒体
通常版動画	15～20 分程度、MP4	DVD 200 枚	DVD 及び HDD
短縮版動画	５分程度、MP4	DVD ３枚	DVD 及び HDD
YouTube 掲載用データ	通常版・短縮版の掲載用動画、サムネイル、説明文等	一式	DVD １枚及び HDD
パンフレット	Ａ４判１枚。印刷用 PDF 及び編集可能な元データ	印刷物 100 部（案）及びデータ一式	紙媒体及び HDD

※　DVD の枚数及びパンフレット印刷部数は現時点の想定であり、契約時に本校と協議の上、確定する。

※　HDD は１台以上とし、通常版・短縮版・YouTube 掲載用データ・パンフレットデータを整理して格納すること。HDD の容量及び仕様は、納品データの容量に応じて受託者が適切なものを用意すること。

※　DVD は、通常版・短縮版それぞれの内容及び用途が識別できるよう、盤面又はケースに表示すること。

(8) 納期

令和９年３月 25 日（木）まで。具体的な納品日程及び確認・修正のスケジュールは、本校と協議の上決定すること。

(9) 納品場所

岩手県立黒沢尻工業高等学校（岩手県北上市村崎野 24 地割 19 番地）

３　業務の進め方及び確認

ア　受託者は、契約締結後速やかに、制作体制、工程表、企画構成案及び撮影計画等を提出し、本校の承認を得ること。

イ　企画・構成、撮影、編集の各段階において、本校と十分に協議し、必要に応じて打合せを行うこと。

ウ　編集途中の映像及びパンフレット案を本校に提示し、本校による内容確認を受けるこ

と。修正の回数及び範囲は、企画提案及び契約時の協議により定めること。

エ　学校名、学科名、教育内容、設備名称、資格・進路等の記載事項について、事実確認を徹底すること。

オ　納品前に、映像・音声・字幕・画質・再生状況及びデータの破損の有無を確認すること。

4　自由提案

参加者は、「１　業務の概要」に掲げる目的の達成に向け、上限金額の範囲内で、より効果的なＰＲにつながる企画・演出、追加の広報素材、SNS 等での活用方法、パンフレットの構成・デザインその他必要と考える事項について、具体的な提案を行うこと。

5　完了報告書

(1) 完了報告書及び実施報告書の提出

受託者は、本業務の完了後、速やかに、本仕様書に従って業務を実施したことが分かる実施報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（本校指定様式）と併せて提出すること。提出期限は令和９年３月 25 日（木）までとし、紙媒体１部及び電子媒体で提出すること。

(2) 提出場所

岩手県立黒沢尻工業高等学校

（〒024-8518　岩手県北上市村崎野 24 地割 19 番地）

6　契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県立黒沢尻工業高等学校に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　岩手県立黒沢尻工業高等学校は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ　岩手県立黒沢尻工業高等学校は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著

しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ　受託者は、上記「(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に、岩手県立黒沢尻工業高等学校に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア　本業務において、著作権、肖像権、商標権等の取扱いには十分注意すること。

イ　本業務に使用する映像、イラスト、写真、音楽、ＢＧＭ、フォント等について第三者が権利を有するものを使用する場合、必要な許諾及び使用料等の負担と責任は受託者が負うこと。YouTube への掲載、DVD での複製・配布及びパンフレットの印刷・配布等、本業務で予定する利用方法を含む許諾を得ること。

ウ　出演者及び撮影対象者について、撮影・編集・DVD 配布・YouTube 掲載等に必要な肖像等の使用許諾を適切に取得すること。未成年者については、必要に応じて保護者の同意を得ること。

エ　本業務により制作された成果物及び資料の著作権等の帰属・利用条件は、原則として委託料の支払完了をもって岩手県立黒沢尻工業高等学校に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から保有する権利、汎用素材等の取扱い及び著作者人格権の不行使等の詳細については、岩手県立黒沢尻工業高等学校と受託者が協議の上、契約書で定めること。

オ　受託者は、納品後に本校が動画及びパンフレットを複製、編集、加工、公開及び配布することができるよう、必要な権利処理を行うこと。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）及び個人情報の保護などに関する条例（令和４年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。撮影・取材により取得した個人情報及び映像等は、本業務の目的以外に使用してはならない。

7　その他

(1)　本業務の執行に当たっては、随時、岩手県立黒沢尻工業高等学校と協議を行うものとする。

(2)　本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、岩手県立黒沢尻工業高等学校と受託者が協議の上、取扱いを決定するものとする。